

# 2024年10月 児童手当制度改正 児童手当の支給を受けている方への 制度改正のご案内

町への問い合わせの際は、「ヤマセミ版」を見たとお伝えください。

## 1 制度改正の主なポイント

### ① 高校生年齢まで支給期間が延長されます

改正前(現行)	【改正後】
<b>15</b> 歳年度末 (中学校卒業月)まで	<b>18</b> 歳年度末 (高校卒業月)まで

### ② 収入に関係なく、支給されます

改正前(現行)	【改正後】
所得制限 <b>あり</b>	所得制限 <b>なし</b>

### ③ 3人目以降のお子さんの支給額が増えます

改正前(現行)	【改正後】
高校生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、小学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用  3人目以降、1人につき  月額 <b>15,000円</b>	大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目、と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に、多子加算が適用  3人目以降、1人につき  月額 <b>30,000円</b>

### ④ 支給月が変わります

改正前(現行)	【改正後】
年 <b>3</b> 回支給  2・6・10月  <b>4</b> か月分ずつ支給	年 <b>6</b> 回支給  <b>12</b> ・2・ <b>4</b> ・ <b>6</b> ・ <b>8</b> ・10月  <b>2</b> か月分ずつ支給

## 2 制度改正後(2024年10月分(12月支給分)から)の支給月額

	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	1人につき、月額 <b>15,000円</b>	1人につき、月額 <b>10,000円</b>
第3子以降	1人につき、月額 <b>30,000円</b>  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     大学生年齢のお子さんから年齢順に、1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合、月額30,000円となります。                 </div>	

制度・手続方法等に関するお問い合わせ

川根本町役場 健康福祉課 こども支援室  
電話番号 0547-56-2224

# 児童手当の支給を受けている方へ 制度改正のご案内

## 1 はじめにお読みください

このご案内は現在、令和6年8月1日時点において児童手当【本則給付】、または【特例給付】の支給を受けている方に、お届けしています。

【本則給付】とは、児童手当受給者の前年所得が「所得制限限度額未満」であり、制度改正前の支給月額、下表のとおりです。				【特例給付】とは、児童手当受給者の前年所得が「所得制限限度額以上」であり、制度改正前の支給月額は、一律5,000円です。			
1人あたりの支給月額	3歳未満	3歳以上 小学校終了前	中学生	1人あたりの支給月額	3歳未満	3歳以上 小学校終了前	中学生
第1・2子	15,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
第3子以降	15,000円	15,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円





制度改正後(2024年10月(12月支給分)から)

【特例給付】が廃止され、【本則給付】に「**一本化**」されます。

1人あたりの支給月額	3歳未満	3歳以上18歳年度末まで
第1子・第2子	15,000円	10,000円
第3子以降(＊)	30,000円	30,000円

＊大学生年齢のお子さんから年齢順に第1子、第2子と数え、高校生以下のお子さんが第3子以降となる場合に多子加算が適用され、3人目以降、1人につき月額30,000円となります。

## 2 この冊子は、次の字句を用いて説明します。

大学生年齢のお子さん	高校生年齢のお子さん	高校生以下のお子さん	中学生以下のお子さん
			
平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた方で、大学生に限らず、短大、専門学校、アルバイト、家事手伝い、無職の場合も対象です。	平成18年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた方で、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、家事手伝い、無職等の場合も対象です。	平成18年4月2日以降に生まれた方で、高校生年齢については、高校生に限らず、各種学校、アルバイト、家事手伝い、無職等も対象です。	平成21年4月2日以降に生まれた方をいいます。
就労や婚姻等により、既に独立した生活を営んでいる場合は、対象外です。	児童養護施設等に入所中の場合や、就労や婚姻等により既に独立した生活を営んでいる場合は、対象外です。	児童養護施設等に入所中の場合には対象外です。	

### 3 手続要否フローチャート

以下のフローチャートに沿って、お手続きが必要かご確認ください。

問1 高校生年齢のお子さんがいますか。

いる

いない

4ページの(3)にお進みください。

問2 高校生年齢のお子さんの住所は住民登録上、児童手当受給者と同じ(同居)ですか。

同居

別居

4ページの(2)にお進みください。

下の4(1)にお進みください。

### 4 対象者別手続方法のご案内

(1) 住民登録上、同居(同一住所・世帯)の高校生年齢のお子さんがいる場合

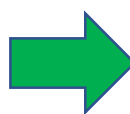
原則【**手続不要**】で、児童手当の支給月額を変更します。これに該当する場合は、8ページの8にお進みください。(例1)

◆**こちらをご覧ください。**

一方、大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に、多子加算が適用されます。これに該当する場合は、【**お手続きが必要**】です。5ページの5にお進みください。(例2)

例1

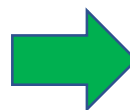
第1子 第2子  
高校生年齢 中学生以下



原則【**手続不要**】です。  
8ページの8へお進みください。

例2

第1子 第2子 第3子  
大学生年齢 高校生年齢 中学生以下



**お手続きが必要**です。  
5ページの5にお進みください。

(2) 住民登録上、**別居(別住所・世帯)**の高校生年齢のお子さんがある場合

児童手当受給者と別住所(施設入所を除く)の高校生以下のお子さんについて、児童手当受給者が養育している場合は、**【お手続きが必要】**です。5ページの5へお進みください。(例3)

また、大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、高校生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用されます。これに該当する場合は、**【お手続きが必要】**です。5ページの5へお進みください。(例4)

**例3**

第1子	第2子
高校生年齢	中学生以下
別住所	

➡ **お手続きが必要**です。  
5ページの5にお進みください。

**例4**

第1子	第2子	第3子
大学生年齢	高校生年齢	中学生以下
	別住所	

➡ **お手続きが必要**です。  
5ページの5にお進みください。

(3) 高校生年齢のお子さんが**いない**場合

原則、**【手続不要】**で、18歳年度末まで支給期間を延長します。

また、中学生以下のお子さんが3人以上いる場合は、今回の改正で多子加算額が変更されます。この多子加算についても原則**【手続不要】**です。これに該当する場合は、8ページの8へお進みください。(例5)

◆**こちらをご覧ください**

一方、大学生年齢のお子さんから年齢順に1人目、2人目と数え、中学生以下のお子さんが3人目以降となる場合に多子加算が適用されます。これに該当する場合は、**【お手続きが必要】**です。5ページの5にお進みください。(例6)

**例5**

第1子	第2子	第3子
中学生以下	中学生以下	中学生以下

➡ 原則**【手続不要】**です。  
8ページの8へお進みください。

**例6**

第1子	第2子	第3子
大学生年齢	中学生以下	中学生以下

➡ **お手続きが必要**です。  
5ページの5にお進みください。

# お手続きのご案内

## 5 お手続きのご案内

### ○ 多子加算に該当する方は、要チェックです

令和6年10月分(12月支給分)からは、大学生年齢のお子さん(住所の同別は問いません)から年齢順に「1人目」「2人目」と数え、高校生以下のお子さんが「3人目」以上となる場合、多子加算(3人目以降、1人につき月額3万円)が適用されます。

これに該当する場合、大学生年齢のお子さんに関する情報も申請いただくことにより、多子加算が適用されます。

### ○ 親元を離れて暮らしている高校生年齢のお子さんも支給対象です

児童手当受給者と住民登録上、別住所の高校生年齢のお子さんも児童手当の支給対象です。

これに該当する場合は、別住所の高校生年齢のお子さんに関するお手続きをいただくことにより、児童手当が増額となります。

ただし、児童養護施設等に入所中の場合や、就労や婚姻等により既に独立した生活を営んでいる場合は、対象外です。

### ○ 手軽にお手続きできる「電子申請」をご利用ください

ご自宅からパソコンやスマートフォンにてお手続きできる「電子申請」をご利用ください。(入力時間の目安は10分程度です。)

\*お子さんの情報は、大学生年齢のお子さんや別住所の高校生年齢のお子さん合わせて4人分まで入力できます。お子さんが5人以上いる場合、「電子申請」はお受けできませんので、窓口または郵送でのお手続きをお願いいたします。

\*既に児童手当の支給対象児童である中学生以下のお子さんに関する情報は、入力不要です。

## 【電子申請に必要な書類】 ※お手元にご用意ください。

・**同封の書類**「児童手当制度の改正に係るお手続きのご案内」(お問い合わせ番号が必要です)

・児童手当**受給者の本人確認書類**(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のうち、どれか1点)

\*高校生年齢のお子さんが別住所の場合は、そのお子さんの生年月日、住所、世帯主氏名、続柄、別居理由、別居期間等の情報が必要です。

\*大学生年齢のお子さんがあり、多子加算に該当する場合は、そのお子さんの住所や学校名、卒業予定年月等の情報が必要です。

## ＜パソコンからの電子申請＞

「川根本町児童手当制度改正」で検索し、川根本町公式ホームページから電子申請ができます。

**「ヤマセミ版電子申請」をお選びください。**

URL：<https://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/kenkohukushi/kodomoshien/14449.html>

## ＜スマートフォンからの電子申請＞

スマートフォンのカメラ機能を用いて、右の二次元コードを読み込むことにより、電子申請ができます。



ヤマセミ版電子申請  
二次元コード

## ＜パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合＞

### ○窓口でのお手続き

川根本町役場 本庁舎1階 4番窓口 健康福祉課

電話番号 0547-56-2224

受付時間 平日の午前8時15分から午後5時まで

### 持参書類

- ① 児童手当請求者の本人確認書類  
(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証のうち、どれか1点)
- ② 児童手当請求書名義の口座確認書類  
(キャッシュカードや預金通帳等)
- ③ 児童手当請求者が「私立学校教職員組合」、「国家公務員共済組合」、「地方公務員等共済組合」、「日本郵政共済組合」加入者の場合は、その健康保険証

### ○郵送でのお手続き

申請書をご自宅に郵送いたします。

健康福祉課(電話番号0547-56-2224)にお電話いただくか、電子申請によりお申込みください。電子申請の場合は、スマートフォンのカメラ機能を用いて、右の二次元コードを読み込み、必要事項をご入力ください。申込み後、1週間程度でご自宅に必要書類を郵送いたします。

同封の返信用封筒に必要書類を入れ、郵便ポストに投函してください。



申請書郵送希望  
二次元コード

## ○電子申請の主な入力内容

### ア 児童手当請求者に関する情報

- (1) 同封の書類「児童手当制度の改正に係るお手続きのご案内」の左上、宛名欄に記載された【     】内の番号
- (2) 氏名（漢字またはローマ字・カタカナ）、性別、生年月日、電話番号
- (3) 本人・口座確認書類撮影画像のアップロード  
スマートフォンで撮影したマイナンバーカードキャッシュカード等の表面のみの画像

### イ 平成14年4月2日以降に生まれたお子さんに関する情報

＊ 既に児童手当の支給対象児童として認定されたお子さんの情報について、**改めて入力していただく必要はありません。**

**新たに対象となる**お子さんについて、入力をお願いします。なお、お子さんが支給対象児童かどうかわからない場合は、健康福祉課（電話番号：0547-56-2224）までお電話ください。

＊ 新たに多子加算の対象となる大学生年齢のお子さん、別住所の高校生年齢のお子さんの情報のみ入力してください。

- (1) お子さんの氏名、続柄、性別、生年月日、職業等、監護・生計の状況
- (2) 同居・別居の別、お子さんの住所が、児童手当請求者と異なる場合はその住所

＊ 大学生年齢のお子さんの職業が学生の場合は、学校名、卒業予定年月

＊ 高校生年齢のお子さんが別居の場合は、世帯主氏名、続柄、別居理由、別居期間

## 6 手続期限

**令和6年9月30日（月）**  
（郵便の場合は当日消印有効）

## 7 よくあるご質問

<p>Q1 今回の制度改正で、手続きが必要となるのは、どのようなケースか？</p>	<p>Q2 同居の高校生が1人、中学生が2人いるが、手続きは必要か？</p>
<p>A1 次の①か②に該当する場合、お手続きが必要です。</p> <p>①住民登録上、別住所にいる高校生年齢のお子さんを養育する場合</p> <p>②養育する大学生年齢のお子さん（住所の同別は問いません）から年齢順に「1人目」「2人目」と数え、高校生以下のお子さんが「3人目」以上の場合</p>	<p>A2 原則、手続不要です。 （同居の高校生、多子加算は、お手続き不要で増額改定いたします。）</p>
<p>Q3 住民登録上は別住所で、生活実態上は同居している17歳の子は対象となるか？</p>	<p>Q4 21歳の子が来月海外留学する。その下に高校生の子が2人いるが、21歳の子は多子加算の対象か？</p>
<p>A3 5ページのお手続きをしていたくことで、児童手当の支給対象となります。 ＊生活本拠地を住民登録地とするよう、住民登録地の異動をお勧めいたします。</p>	<p>A4 大学生年齢のお子さんの住民登録が国内にある場合は、児童手当制度上における多子加算のカウント対象となります。</p>
<p>Q5 就職し、父母宅から通勤する20歳の子がいる場合、多子カウントの加算対象となるか？</p>	<p>Q6 高校3年生ほか、3人の子がいる。高校3年生が卒業する際、何か手続きは必要か？</p>
<p>A5 大学生年齢のお子さんが父母宅にて暮らしている場合は、独立した生活を営んでいるとはいえないので、児童手当制度における多子加算のカウント対象となります。</p>	<p>A6 国からの通知がなく、現状では未定です。お手続きが必要となった場合は、遅くとも来年3月までに対象者にお知らせいたします。</p>

## 8 今後のご案内

- (1) 10月上旬頃、児童手当令和6年6～9月分（制度改正前）の支払予定通知を郵送します。世帯構成に変化がない限り、令和6年6月に支給した金額と同額が支給されます。
- (2) 12月上旬頃、児童手当令和6年10月～11月分（制度改正後）の支払予定通知を郵送します。同居の高校生年齢のお子さんがある方、多子加算の適用を受ける方は、令和6年10月分以降の支給月額が増額となりますので、ご確認をお願いいたします。